CORPORATE GOVERNANCE

BUSINESS BRAIN SHOWA OTA INC.

最終更新日:2018年6月21日 株式会社ビジネスプレイン太田昭和

代表取締役社長 石川 俊彦

問合せ先:代表取締役専務執行役員管理本部長 野崎 正幸

証券コード: 9658 http://www.bbs.co.ip

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」として規定しております。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

1.基本的な考え方

当社は、経営の効率性と適法性の確保並びに株主に対する透明性の確保を柱としてコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むことによって、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る。そのために、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

- (1)株主の権利と平等性を確保すること
- (2)ステークホルダーとの適切な協働に努めること
- (3)適切な情報開示と透明性を確保すること
- (4)取締役会等の責務を適切に果たすこと
- (5)株主と建設的な対話を行うこと

2. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主が有する権利の行使が円滑に行えるよう環境整備を行う。また、全ての株主に対して、その持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

3.ステークホルダーとの適切な協働

当社は、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他のステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重に努める。また、当社の役員及び従業員は、BBSグループ行動規範ガイドラインを遵守する。

4. 適切な情報開示と透明性の確保

法令に基づく適切な開示は、もちろんのこと、株主との建設的な対話を行う上で有用な財務及び非財務情報を積極的に開示する。

5. 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を促し、収益力・資本効率の改善を図る責務を負う。それを有効に機能させるために、執行役員制度や独立社外役員の活用、取締役会の構成員、取締役会の運営に配慮する。

6.株主との対話

株主との建設的な対話を積極的に行い、株主の関心や懸念に耳を傾けるとともに、経営方針、経営戦略、経営計画等をわかりやすく説明するよう努力する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

2018年3月末における当社の外国人株主は2.8%であることから招集通知の英訳は行っておりません。今後、海外投資家比率の状況をみながら 招集通知の英訳について検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】

【原則1-4】(政策保有株式についての保有方針及び議決権行使基準)

政策保有株式に関する保有方針は、当該株式会社との取引の維持・拡大のために有効であり、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に寄与すると判断した場合に保有することとしています。また毎年、当該方針に基づき継続保有すべきか否かについて検討致します。

政策保有株式に関する議決権行使基準は、議決権行使助言会社(ISSやグラスルイス社)の議決権行使方針を勘案しつつ、政策保有方針に合致するかどうかを総合的に判断することとしています。

【原則1-7】(関連当事者間の取引をする場合の手続き及び監視体制)

当社が、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合は、会社や株主共同の利益を害することのないよう、第三者との通常の条件による取引であることの確認をいたします。役員及び役員が代表者となっている法人(当社の100%子会社を除く)との競業取引及び利益相反取引は、取締役会審議・決議事項であり、主要株主等との取引は稟議事項としております。

【原則3-1】(次の情報を開示すること)

(1)経営理念、経営戦略、経営計画等

当社の経営理念は、「顧客の利益増加に貢献すること」であります。その実現に向けて、経営とITの総合コンサルティング会社を目指して、最先端 領域に果敢に挑む頭脳集団として、顧客の顧客までを視野に入れ、真の顧客満足を追求する経営をしております。

そして、連結営業利益率6%、自己資本利益率(ROE)10%を安定的に実現できる企業体質を確立することを目標としております。

この目標を達成し、持続的な成長と企業価値向上に向け、(a)コンサルティング事業の強化(差別化戦略)、(b)顧客志向の経営(顧客密着戦

略)、(c)事業基盤の強化(効率性戦略)、という3つの中期戦略を掲げて事業展開をしております。

(a) コンサルティング事業の強化

当社グループは、コンサルティング、ITソリューション、BPOをコア事業とし、コンサルティングと一体化してサービスを提供することで差別化してお ります。 差別化したサービス(コンサルティング + 経営会計、コンサルティング + ITソリューション、コンサルティング + BPO)をさらに強化・拡大して いくことが重要な成長戦略です。

(b)顧客志向の経営

お客様との親密性を徹底的に追求し、お客様の真の課題やニーズを深掘りし、お客様との連携強化により収益の安定化を図ります。そのために、 顧客別に課題の認識と解決案の検討会議(アカウントコミッティ)の推進強化やストックビジネスにつながるようなグループ総合力によるサービスの 提供をしていきます。

(c)事業基盤の強化

連結売上高

コンサルティング、ITソリューション、BPOといったサービスの品質向上や生産性向上のみならず、経営管理機能の強化と効率性向上を図るととも に、当社グループのブランド力の浸透を図っていきます。

なお、中期利益計画は、3年をサイクルとして策定し、1年を経過するごとに見直しをするローリング方式を採用しており、連結ベースの計画は次の 通りです。

2019年3月期 2020年3月期 2021年3月期 24,000百万円 27,000百万円 30,000百万円 連結営業利益 1.200百万円 1.500百万円 1,800百万円

(2)コーポレート・ガバナンスの基本方針

コーポレート・ガバナンスの基本方針は、本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役等の報酬決定の方針と手続き

本報告書の「2.1.の【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

(4)取締役候補者等の選任・指名についての方針と手続き

取締役としての職務遂行能力と経験があり、会社の成長と企業価値向上に貢献するための資質があり、倫理観を十分に備えていると判断される 者を代表取締役が推薦し、コーポレート・ガバナンス委員会から意見を聞いた後に、取締役会で審議し決定致します。

(5)個々の選任・指名についての説明

個々の取締役の選任理由は、株主総会招集ご通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】(取締役会が業務執行を委ねるにあたって、範囲を明確に定めること)

当社は、執行役員制度を導入し、経営意思決定と業務執行の責任と権限を明確にし、取締役会決議事項の迅速な示達を行うための体制を構築し ております。取締役会においては、法令及び定款で定められた重要事項等の意思決定をし、執行役員等で構成する経営会議及びグループ会社 の代表取締役で構成するグループ経営会議において、取締役会で決定された事項を具体的に執行するための協議や決定を行います。

【原則4-8】(独立社外取締役を2名以上とし、増員への取り組み方針)

当社では、独立社外取締役を5名選任(内4名を監査等委員)し、独立・中立の立場から助言、議論を踏まえて監督機能を発揮されています。

【原則4-9】(独立社外取締役選任にあたっての独立性判断基準)

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法が定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立役員の独立性判断基準に加え (1)候補者または候補者が執行役員である法人が当社株式を保有する場合は、議決権保有割合で5%を超えないことならびに(2)直近事業年度 取引において、候補者または候補者が所属する法人への売上が、当社連結売上高の1%未満であることとしています。

【補充原則4-11-1】(取締役選任に関する方針・手続き)

業務執行取締役として、営業部門、コンサルティング部門、製造部門、管理部門の各責任者、グループ会社の代表取締役等、特定の部門に偏る ことなく知識・経験・能力のバランスを考えて選任しております。また、社外役員については、複数名とし独立性の判断基準に基づいて選任しており ます。なお、監査等委員は全員社外取締役とし、会計監査の経験のある公認会計士を含めることとしております。

【補充原則4-11-2】(取締役が他の上場会社の役員をしている場合の兼任状況)

株主総会招集ご通知、有価証券報告書等によって開示しております。業務執行取締役は、当社グルーブ以外の他の上場会社の役員は兼任して おらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。社外取締役は、当社の取締役としての業務に支障がない範囲に留めて頂いておりま す。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果)

(1)取締役会の構成、(2)取締役のトレーニング、(3)取締役会の運営、審議の活性化、(4)リスク管理、(5)業績評価、(6)情報開示、投資家と の関係に関しての実効性について、全取締役及び監査役に対しアンケート調査をし、その結果を分析・評価しました。評価の結果、総括的に取締 役会全体の実効性は、有効であるという結論となりました。今後の課題としては、役員のトレーニングや後継者育成に関しての取り組みを強化して いくことです。

【補充原則4-14-2】(取締役に対するトレーニングの方針)

取締役に対して、インサイダー取引規制を含めたコンプライアンス研修会の実施、取締役としての職務遂行に必要となる知識習得のための研修 会への参加等を行っております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話を促進するための体制整備等の方針)

管理本部が中心となって、株主とのコミュニケーションを行っております。株主総会での当社事業や業績の説明の他、年2回決算説明会を実施し ております。また、ホームページにおいて、株主へのIR情報を適時に開示し、お問い合わせからのご質問に対し、真摯に回答させて頂いておりま す。

2.資本構成

【大株主の状況】 ^{更新}

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ケイ・ワイ	440,700	7.17
BBSグループ従業員持株会	439,480	7.15
JFEシステムズ株式会社	300,000	4.88
株式会社日立ソリューションズ	260,000	4.23
株式会社プロネクサス	250,000	4.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	208,500	3.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)	176,200	2.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)	156,800	2.55
関節	120,000	1.95
木村 幸弘	113,300	1.84

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	3月
業種	情報·通信業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	21 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
以 有		а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
井上 雅行	他の会社の出身者											
岩渕 信夫	公認会計士											
長谷川 洋一	他の会社の出身者											
古谷 伸太郎	公認会計士											
渡邉 秀俊	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d. e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) ^{更新}

氏名 監査等 独立 委員 役員 適合項目に関する補足説明 選任の理由

		システム会社の役員としての豊富な経験と見識を有し、一般投資家保護の観点で、経営陣から独立して提言・監督することができます。
		当社の株主で ションズの取締 レート・ガバナンスの強化を図ることができます。
井上 雅行	株式会社日立ソリューション 弊社株式は、発行済株式の 株式会社日立ソリューション は、平成30年3月期で80百 0.34%)計上しております。	03.25%であり、 レズへの売上有割合は、発行済株式の3.25%(議決権割合 4.22%)であり、また、株式会社日立ソリューショ
		むしろ、井上氏の個人の経験と見識を活かすことによって、取締役会の機能強化が図れ、ひいては一般投資家保護に資すると考えています。
岩渕 信夫		長年の公認会計士としての高い見識と専門的 能力及び経験を踏まえ、一般投資家保護の観 点で、経営陣から独立して提言・監督すること ができます。
		独立役員としての要件を満たしており、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができます。
長谷川 洋一		経営者としての豊富な経験と東南アジアに関する見識があり、当社のグローバル展開にあたって、経営陣から独立してリスク管理を含めた助言・監督をすることができます。
		独立役員としての要件を満たしており、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができます。
古谷 伸太郎		長年の公認会計士としての高い見識と専門的 能力及び経験を踏まえ、一般投資家保護の観 点で、経営陣から独立して提言・監督すること ができます。
		独立役員としての要件を満たしており、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができます。
渡邉 秀俊		長年の公認会計士としての高い見識と専門的 能力及び経験を踏まえ、一般投資家保護の観 点で、経営陣から独立して提言・監督すること ができます。
		独立役員としての要件を満たしており、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができます。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき専任の取締役または使用人はおりませんが、監査等委員会の指示または必要に応じて監査室(内部監査部門)および管理本部が補助を行っております。監査等委員会と監査室(内部監査部門)、会計監査人とのコミュニケーションは良好で、かつ、監査等委員会の監査業務実務に知見のある公認会計士が常勤監査等委員と非常勤監査等委員に就任しており、効率よく監査業務が遂行できる体制を構築しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と監査室(内部監査部門)は監査計画段階から監査の実施、監査の結果報告・監査結果の評価等の各段階での定例協議会のほか、必要に応じて随時情報交換をしており、法令改正等への対応を含む監査上の課題等について状況把握を行います。

また、監査等委員会の監査にあたっては監査室(内部監査部門)の監査結果を活用するとともに、監査室は監査等委員会との協議により、必要に応じて監査等委員会が要望する内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。

監査等委員会と会計監査人は監査計画段階から、監査の実施、監査の結果報告等の定例報告会のほか、会計監査人の監査実施に随時立ち合うとともに、緊密に情報交換をしており、新しい会計基準などへの対応を含む監査重点項目への対処・課題等について状況を把握しております。

監査室(内部監査部門)と会計監査人が必要に応じて随時協議をするほか、監査等委員会と会計監査人との定期的な報告会には、監査室(内部 監査部門)も出席し、三者の監査計画、監査実施、監査結果等の情報を共有化するとともに、監査各段階での協議を通じて三者の監査が効率よ く、かつ、適正に実施されるように業務遂行します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会		6	0	1	5	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	コーポレート·ガバナ ンス委員会	6	0	1	5	0	0	社外取 締役

補足説明

コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役の指名や報酬を含めコーポレート・ガバナンスの強化について、取締役会に助言することを目的に取締役会の諮問機関として設置しております。 構成委員は、社外取締役を中心に選定しております。 委員会は、原則として四半期ごとに開催しておりますが、必要に応じて臨時に開催する場合があります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、当社及び当社のグループ会社の取締役(社外取締役を除く)を対象とした株式報酬制度を導入しております。

本制度では、役員報酬BIP信託と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式を役位や業績目標の達成度等に応じて取締役に交付するものです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明



有価証券報告書、事業報告にて、取締役の報酬につき社内外別に各々の総額を開示しています。

2018年3月期の当社の取締役の年間報酬額は、次の通りです。

- ・取締役(監査等委員を除く)報酬 10名 232百万円(うち 社外取締役 1名 2百万円)
- ·取締役(監査等委員)報酬 4名 16百万円(うち 社外取締役 4名 16百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、及び「株式報酬」により構成されます。また、業務執行から独立した立場の社外取締役 の報酬については、「基本報酬」のみによって構成されます。

基本報酬は、月額固定給とし役位に応じた報酬表を基準に各役員の職責と貢献度等を考慮して決定しております。賞与は、当年度の業績貢献意 欲を高めるために、業績連動型報酬(利益連動給与)とし、連結営業利益の一定率を賞与総額とし、予め設定した役位ごとのポイントに応じて配分 します。なお、4月に発表した業績予想の営業利益80%以上の実績が計上できなかった場合は、賞与を支給しません。また、賞与総額の上限を60 百万円とします。具体的な条件等は、有価証券報告書に記載しております。株式報酬は、役位及び業績達成度等に応じて当社株式を交付し、中 長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としております。

なお、コーポレート・ガバナンス委員会から基本報酬基準や賞与支給基準の妥当性に関し意見を頂いた後に、取締役会で審議し決定致していま す。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の専属スタッフは置いていませんが、管理本部および監査室が社外取締役の職務執行を補佐しています。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査等委員会設置会社であり、社外役員として社外取締役5名(うち監査等委員4名)を選任し、次の通りコーポレート・ガバナンスを強化 する体制を構築しております。

1.取締役会

取締役会は、5名の社外取締役・独立役員を含む14名(うち監査等委員4名)で構成し、毎月定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を 開催し、法定事項及び重要な業務に関する事項についての審議を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

また、当社取締役(監査等委員である取締役を除く)が子会社の取締役を兼務し、子会社の重要事項については、当社取締役会で審議ないし報 告されます。

なお、社外取締役は、代表取締役等と直接利害関係のない独立した有識者や経営者から選任し、取締役会の監督機能強化を目的とするもので す。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期を1年とし、毎年、取締役としての適性について株主総会で審判を仰いでおります。 現在、女性の取締役はおりませんが、取締役会においてダイバーシティ経営について議論し、育児と仕事の両立を可能にする等、女性の活躍促 進にむけての検討や女性の管理職や役員の育成についての検討をしております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、4名の監査等委員である取締役で構成され、4名全員が社外取締役であり、独立役員として指定しております。

監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取すること等により、業務執行の全般を監 査・監督し、監査等委員会では監査等委員相互の情報共有を図ることにより、監査・監督機能の充実に努めています。

また、3名の監査等委員は、公認会計士としての高い見識と、財務会計に関する専門的知識及び経験を有しております。

3. コーポレート・ガバナンス委員会

コーポレート・ガバナンスの視点から、取締役(会)、執行役員の監視を行い、ガバナンスの強化を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンス 委員会を設置しております。

その役割は、大所高所から当社グループの企業価値向上へのアドバイスをすること、今後のコーポレート・ガバナンスの在り方について検討する こと等であり、メンバーは社外取締役及び社外取締役から推薦のあった者を取締役会で選任しております。

4. 執行役員、経営会議

執行役員制度を導入し、経営意思決定と業務執行の責任と権限を明確にし、取締役会決議事項の迅速な示達を行うための体制を構築しておりま す。

管理担当取締役が事務局となって、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員で構成する「経営会議」を毎月開催し、経営方針の確認、業務報 告、業務執行上の課題と対策について議論をしております。

なお、監査等委員も出席し、協議・審議内容に関してモニタリングしております。

5.グループ経営会議

グループ管理統括取締役が事務局となって、当社取締役(社外取締役を除く)及び連結子会社の代表で構成する「グループ経営会議」を毎月開催し、経営方針の確認、業績報告、経営及び業務上の課題と対策についての議論等を行うことを通して、グループ全体の統制を図っております。なお、監査等委員も出席し、協議・審議内容に関してモニタリングしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が監査等委員会設置会社制度を採用しているのは、監査等委員である取締役が取締役会で議決権を有するとともに、監査等委員以外の取締役の指名や報酬に関して株主総会で意見を述べることができることから、取締役会の監督機能が強化されるためです。

また、それを補完するために、社外取締役及び社外取締役から推薦のあった者を構成員とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置し、役員の選任や報酬その他コーポレート・ガバナンス強化に関する議論をしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年6月1日に発送いたしました。(法定日5日前)
集中日を回避した株主総会の設定	2018年6月21日に開催いたしました。(集中日7日前)
電磁的方法による議決権の行使	2017年6月の定時株主総会からインターネットを通じた電磁的方法による議決権の行使を 採用しています。

2.IRに関する活動状況^{更新}

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに「情報開示の基本方針」等、ディスクロージャーポリシーの 内容の詳細について記載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、アナリスト向け会社説明会用資料 等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部経営企画部内に広報·IR担当を設置しています。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

V V V V V V V V V V V V V V V V V V V	
	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動の一環として、日本バレーボール協会「V・明日夢(みらい)プロジェクト」の協賛、NPO法人日本障害者クロスカントリースキー協会の支援、「日タイキッズラグビー交流会」の協賛、伊豆大島災害復興の支援等の活動を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

BBSグループは、「顧客の利益増加に貢献すること」という使命を果たし、「お客様の夢を形に。共にONLY ONEの存在へ。」というBBSグループのアイデンティティを具現化するとともに、「BBSグループ社員行動規範」を遵守するために、2006年5月に会社法及び会社法施行規則に従い「内部統制システム基本方針」を制定いたしました。

また、現在会計を専門とするコンサルティングファームとして、金融商品取引法に規定する財務報告の信頼性の確保を目的とする内部統制の整備にも鋭意取り組んでおります。

- 1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)当社は、取締役をはじめとする全従業員がとるべき行動の基準·規範を示した「BBSグループ社員行動規範」を制定し、これを当社グループの企業活動の企業倫理として当社グループの全従業員が遵守する。
- (2)当社の取締役は、BBSグループ全体におけるコンプライアンスの遵守及びその徹底を率先垂範するとともに、その実践的運用を行う体制を構築し、当社グループの全従業員に対するコンプライアンス教育を実施する。
- (3)当社は、常勤取締役で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、BBSグループのコンプライアンス体制の整備、計画及び問題点等の把握を行う。
- (4) BBSグループにおいて法令、社内規則や社会倫理に反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保する。このために、BBSグループに、「内部通報制度運用規程」を定め、通報窓口として社外弁護士を含む「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。通報者においては、本人の希望により匿名性が約束され安全と利益が保証される。コンプライアンス委員会は、必要に応じ通報事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議の上、必要と認められる適切な対策を行う。必要であると認めた場合、BBSグループ内において事実を開示し、対策及び結果について周知徹底する。
- (5)当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設ける。監査室は、BBSグループの業務全般に関し法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に対して報告するとともに、内部監査により判明した指摘事項についてフォローアップを実施しBBSグループ全体のコンプライアンスの推進に努める。
- (6)BBSグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持し、また反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、健全な企業経営を実現する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ)、その他の重要な情報を社内規程に基づき各々の担当職務に 従い適切に保存、管理する。
- 1)株主総会議事録及びその関連資料
- 2)取締役会議事録及びその関連資料
- 3)取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録
- 4)取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
- 5)その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- (2)上記(1)に定める文書は少なくとも10年間保管するものとし、株主を含む権限者及び必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。
- (3)取締役会の議長は、情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となり、この任務には会社法所要の議事録の作成に係る職務を含むものとする。
- 3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)事業の継続、発展を実現するため、「リスクマネジメント委員会」を設置し、委員会の統括責任者としてリスクマネジメント担当取締役を任命する。
- (2)「リスクマネジメント委員会」は、リスクの種類ごとに責任部署を定め、グループ会社の各責任者はリスク管理の実効性を高めるための諸施策を立案、実施し、適宜リスク管理の状況をモニタリングする。
- (3)「リスクマネジメント委員会」は、BBSグループの経営に多大な影響を与えるリスクが発生した場合に備え、予め必要な対応方針、体制等を整備し、発生したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な措置を講じるための対応を行う。
- (4)債権管理等に関しては、債権管理に関連する規程、取引先選定基準等の事業遂行上のリスクを管理する規程等にしたがって処理し、事故の防止に努める。
- (5)経営会議、グループ経営会議及び情報セキュリティ委員会は、平時において有事対応体制の整備を行い、有事の対応については、BBSグループの職務分掌に基づく役割分担に応じ連携してこれにあたる。
- 4.財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報を適正かつ適時に報告するため、内部統制の基本方針を定め、財務 報告の信頼性向上に係る内部統制システムの整備・充実を図る。
- 5. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社は、職務の執行の決定が適切かつ迅速に行われるよう、経営会議及びグルーブ経営会議を設置し、全般的経営方針、経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議する。
- (2)当社及び当社子会社の取締役会において、経営計画の策定、経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門ごとの業績目標と予算を

設定し、月次ならびに四半期業績管理を実施する。また、取締役会及び経営会議、グループ経営会議による月次、四半期業績のレビューと改善策の実施を適切に行い、取締役の職務遂行の効率化を図る。

- (3) 取締役会が十分に機能するよう、その運営実務を遂行するための事務局を設置する。
- (4) 当社代表取締役社長は、BBSグループの事業とスタッフから構成される全体組織を統括し、その効率的運営と監視、監督体制の整備を行う。
- (5)各取締役の職務分掌と権限については、適切な役割分担と連携が確保される体制を構築する。
- (6)コーポレート·ガバナンスの視点から、取締役の職務の執行を監視し、ガバナンスの強化を図るために、コーポレート·ガバナンス委員会を設置する。
- (7)当社及び当社子会社の中期経営計画及び年度予算を策定し、グループ全体としての目標達成に向けて、各社・各部門において具体的な戦略を立案・実行できる体制を構築する。
- 6. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)子会社における取締役、監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視·監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- (2)当社は、BBSグループの企業集団としての業務の適正性と効率性を確保するために必要な「関係会社管理規程」を策定し、本規程に基づき、グループ会社の業務執行状況を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- (3)グループ各社の代表取締役社長により構成される「グループ経営会議」を定期的に開催し、当社代表取締役による議事運営のもと、グループ各社の代表取締役社長はグループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告し、グループ経営執行上の重要課題の審議決定を行う。
- (4)当社は、監査等委員が自らまたは監査等委員会を通じてBBSグループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人及び 監査室との緊密な連携が維持できる体制を構築する。
- (5)子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備する。
- 7. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項 監査等委員会の職務を補助するために、監査等委員会から求めがあったときは、代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査等委員会の職 務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- 8.前項の取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項
- (1)監査等委員会の職務を補助するための使用人については、その独立性を確保するために、当該使用人の任命、人事異動は、監査等委員会が代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査等委員会の同意を得て決定する。
- (2)監査等委員会の職務を補助するための使用人についての人事考課は、その独立性を確保するために監査等委員会が行う。
- 9.監査等委員会の第7項の取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1)監査等委員会の職務を補助するための使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。
- (2)監査等委員会の職務を補助するための使用人に関して、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に徹底する。
- 10. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1)当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を除く)は、取締役会において定期的にあるいは随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2)常勤監査等委員は、取締役会のほか、経営会議、グループ経営会議等の重要な意思決定が行われる会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員を除く)及び使用人から説明を求める。
- (3)当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、BBSグループ各社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査等委員会に報告するものとする。
- 11.前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1)監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- (2)通報者に不利益が及ばないよう内部通報窓口「コンプライアンス・ホットライン」への通報状況とその処理の状況を速やかに監査等委員会に報告する。
- 12.監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当 該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 13. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査等委員会は、定期的に代表取締役社長と会合をもち監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (2) 監査等委員は、監査室と密接な連携を保つと共に、必要に応じて監査室に調査を求める。

- (3)監査等委員は、会計監査人と定期的に会合をもち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (4)監査等委員会の透明性、独立性を高めるため、法律が定める独立性要件を満足する監査等委員である社外取締役を任命する。
- (5)監査等委員会は、必要に応じて、グループ各社の監査役と会合をもち、監査上の重要事項があれば報告を受け、意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

BBSグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持し、また、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、2012年7月、以下のとおり基本方針を定めました。

(BBSグループ 反社会的勢力への対応に関する基本方針)

1.取引を含めた関係遮断

反社会的勢力の不当要求等に対して毅然と対応する。また、反社会的勢力との関係を遮断する取組を行う。

2. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して、不祥事等を隠蔽するような裏取引は絶対に行わない。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行わない。

3.外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と綿密に連携する。

4.組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保する。

5.有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対応手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しない。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示体制の整備及び運用状況

(1)適時開示体制の整備に向けた取組み

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うことを基本方針としております。この基本方針の実践を確保するために、管理本部を中心に社内体制の充実に努めるとともに、金融商品取引所等の主催するセミナー・勉強会に積極的に参加することにより担当者の知識レベルの向上に努めております。

(2)適時開示担当組織の状況

投資者の投資判断に重要な影響を与えるものと考えられる各種情報について、当社はその情報を主管する部門ごとに以下の区分に分け、それぞれの部門でその情報を所管し、遅滞なくTDnetにて開示しております。また、取引所との情報連携については、人事総務部がハブの役割を果たし、関係各部門に情報を周知する体制をとっております。

2. 適時開示手続き

当社の適時開示に係る社内手続きは、以下の通りです。

(1)情報開示担当部門ごとの分担及び枠割

会社情報の開示については、開示内容(情報の種類)により主管部門が、情報の収集・分析及び公表手続きを行うこととしております。すなわち、 決算情報、重要な決定事実に関する情報及び重要な発生事実に関する情報を収集・分析し、適時開示の必要性を確認した後、適時開示書類を 作成し、情報開示担当役員へ報告いたします。

(2)情報開示担当役員

情報開示担当役員は、情報開示担当部門から適時開示情報の報告を受けると、情報開示に関係する部門責任者を招集し、会社情報の開示を適時・的確・公正に行うために開示情報の適正性・正確性を検証して、社長に報告いたします。 適時開示書類に修正等を要する事項があれば、情報開示担当役員は、これを情報開示担当部門へ差し戻します。

(3)社長

社長は、開示情報の重要性と適時性から取締役会の開催及び決議付議等について判断し、必要に応じてその承認を得、その結果を情報開示担当役員へ伝達いたします。

(4)情報開示

情報開示担当役員は、社長からの承認結果を情報開示担当部門へ報告します。情報開示担当部門は、情報開示担当役員からの報告後、速やかに情報開示を行います。

